

第 4 回海外チャレンジ支援募集要項

公益財団法人小山台教育財団（以下、財団小山台）は、次世代を担う若者の成長に寄与するため海外チャレンジ支援（以下「本制度」という）を創設しました。本制度は、対象となる大学生に対して、海外における留学、研修、専門的研究、インターンシップ、ボランティアなど様々な活動を通じて学び・研鑽の実を挙げるとともに異文化体験を深める機会を提供することを目的としており、それを通じて我が国の将来を担う有為な人材の育成を支援するものです。

(記)

1. 本制度創設の目的と対象者

我が国を取り巻く環境は大きく変化しています。日本国内では長引く低成長と少子高齢化の進展、格差拡大、財政赤字の増大など難しい課題が山積しています。他方、世界の情勢をみると、経済不均衡の拡大、民族的・宗教的な要因にもとづく紛争の激化・社会の不安定化等が深刻な問題として認識されています。

財団小山台は、このような内外で山積する課題について、次の世代の主役となる若者が自分自身の問題意識を掘り下げ、自ら学び、実践するために、海外での留学ないし研修を実現できるような支援制度を創設することとしました。

本制度は、品川区にある都立高等学校（小山台・大崎・八潮）の卒業生である大学生を対象として、異文化体験や実践的な諸活動を主眼とした海外留学・研修を通じて、日本では得ることができない経験を積み重ね、また独自の思考を深めることを支援するものです。

2. 支援する人材像

本制度では次のような人材への支援を想定しています。

(1) 募集対象者であって、留学・研修を通じて次のような明確な意思を持ち、その志に従い自らの資質を伸ばそうとする人材。

- ・ 海外における人々との交流を通じて新たな経験を糧として飛躍したいという意欲。
- ・ 外国での環境において自立し、積極的に取り組んで海外の人たちとの交流を通じて異文化体験を深めるようとする意欲。
- ・ 自らの志を実現するための思考力・行動力を持ち、高い目標に対して挑戦し続けようとする意欲。

(2) 本制度にもとづく留学・研修成果を財団小山台から外部に対して発信する活動等を積極的に参加・推進する意欲を持つ人材。

3. 助成受給者

この要項において、助成受給者とは、本制度により助成金を受ける学生をいいます。

4. 留学・研修の内容及び要件

(1) 支援の対象とする留学・研修の内容

本制度が支援対象とする留学・研修プログラムは、知識の習得にとどまらず、インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア等多様な実践活動の形態を含む内容とします。

次の3通りの留学・研修態様から選択して応募してください。

1) 長期留学

応募者が在籍する学校の協定留学・認定留学ないし学術研究等の派遣・受入れプログラムに従い渡航し、3ヶ月以上1年未満の間、外国に滞在する場合。

2) 短期研修

応募者が在籍する学校が主催する短期研修・留学プログラムに従い渡航し、21日以上3ヶ月未満の間、外国に滞在する場合。

3) 多様性キャリア開発

上記 1) 長期留学 ないし 2) 短期研修にあてはまらない計画（注）で、専門機関・国際機関等に所属し、21日以上1年未満の間、外国に滞在する場合。

（注）芸術・日本文化・政治・行政・教育・メディア・国際協力・復興支援・ファッション・スポーツ・古典芸能の分野において研鑽を深め、専門性を高める目的で渡航することを想定しています。

(2) 留学・研修の要件

支援の対象とする留学・研修は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- 1) 2020年8月1日から2021年3月31日までの間に外国において留学・研修が開始されること。
- 2) 諸外国における留学・研修期間が21日以上1年以内であること。留学・研修期間とは、授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国のみに関わる期間は留学・研修期間に含まれません。
- 3) 留学・研修先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在していること。
- 4) 教育上有益な学修活動であること。
- 5) 留学・研修の目的に沿った実践活動が含まれていること。語学留学・研修のみの場合は、支援の対象になりません。
- 6) 外務省の示す危険情報・感染症情報のレベル3（渡航中止勧告）又は、レベル4（退避勧告）の地域への渡航ではないこと。合否決定時点で、これに該当する場合は支援対象とはなりません。

5. 審査の観点

本制度の審査は、「海外での経験を通じて自らの思考を深め、将来国際的な視野で活躍できる人材」を育成するという観点を重視して行います。

(1) 人材のイメージ

本要項の「2. 支援する人材像」で示した人材であること。

(2) 学修活動計画（実践活動を含む。）

1) 留学計画の内容

① 志望動機

留学・研修に対する強い意欲があり、整合性のある説明がなされていること。

② 明確な目的意識

留学・研修に対する目的意識が明確であること。

③ 目的・内容の具体性

目的を十分に達成するための計画を具体的に立案していること。

④ 財団小山台が支援する意義

本項①～③が本要項「1. 本制度創設の目的と対象者」に合致すること。

2) 成果測定と成果の活用

留学・研修により得た成果/経験を将来にわたり活用できるようなビジョンないし計画があること。

3) 留学・研修を充実させる為の取組み

① 計画を充実させる活動実績

今回の留学・研修計画を遂行するにあたり、その基礎となる取組み実績があること。

(資格試験や語学テスト等の結果を含む。)

② 留学・研修に向けた具体的な準備の状況

今回の留学・研修計画を充実させる準備を具体的に立案していること。

4) 留学・研修計画の実現可能性

① 実現可能性が高い計画であること。(留学先機関の受入れ許可証等ないし留学・研修先機関との電子メール記録等の留学・研修計画の実現性を明示できる文書の写しがあれば添付すること。)

② 留学準備の内容やスケジュールが、留学計画を実現するに当たり適切であること。

6. 助成金

(1) プログラム別の助成基準額

財団小山台が、以下の掲げるプログラム別基準額を参考として、助成受給者を決定する際に個別に助成額を決定する。

プログラム	基準額
長期留学	70万円
短期研修	20万円
多様性キャリア開発	60万円

(2) 助成金の支給方法

助成受給者が、渡航費用ないし留学先機関への入学金・授業料等の領収書写しの必要書類（「10.申請書類の提出から支給までの流れ」をご覧ください。）を財団小山台宛てに提出後、1回ないし2回に分割して支給します。（詳細は助成受給者宛て個別に通知します。）

7. 助成受給者の予定人数

各コース1名ずつ、計3名（予定）。なお、助成受給者の人数は、応募・審査の状況等により変動することがあります。

8. 助成受給者の要件

本制度の対象となる助成受給者は、次の(1)～(7)を全て満たすことが要件となります。

- (1) 品川区にある都立高等学校（小山台・大崎・八潮）の卒業生である大学生。
- (2) 日本国籍を有する大学生又は日本への永住が許可されている大学生
- (3) 留学先機関が留学・研修の受入れを認める大学生
- (4) 別表1の家計基準を満たす大学生
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る大学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学で学業を継続又は学位を取得する大学生

留学計画期間中であっても、卒業等により日本の在籍大学に在籍しなくなった場合は、財団小山台まで連絡してください。事情により助成受給者の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求める場合があります。

- (7) 本助成で申請する留学・研修への支援を目的とする別の奨学金の給付を受けていない大学生。ただし、在籍大学の支給する奨学金および貸与型の奨学金を除きます。

※ 助成受給者は他の奨学金の受給を辞退する旨の誓約書を提出することを条件とします。

9. 応募書類の作成及び提出

応募者は、本項(1)に定める留学計画書の様式をダウンロードして作成し、1)から4)を添付して財団小山台事務局に提出してください。

(1) 応募時に提出する書類の種類

海外チャレンジ支援制度・留学計画書（様式1）を作成し、下記の必要書類を添付の上、ご提出ください。なお添付する必要書類は、原則としてA4用紙で作成・提出をお願いいたします。（識別可能な範囲で縮小/分割コピー可）

※ 1)、2)については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

- 1) 留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書の写し

- ・ 留学合格通知・留学先機関の受入れ許可証・留学先機関とのメール文書
- ・ 在籍大学の成績証明書ないし成績通知書（発行後3か月以内）
- ・ TOEIC、TOEFL等の語学検定試験の成績証明書
- ・ その他

- 2) 留学の内容・日程・参加費等を記載した書類の写し

- ・ 在籍大学や受入先機関のパンフレットなど留学の内容等を記載した書類
- ・ その他

- 3) 高等学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

4) 所得を証明する書類

家計支持者（父母、父母がない場合は代わって家計を支えている人）の所得を証明する書類。

※すべて2019年分をご提出ください。なお、留学計画書提出時までにご用意いただけない場合は、2020年3月末日必着でご提出ください。

(i) 紙と所得者……源泉徴収票の写し ※「支払金額（税込）」を確認します。

(ii) 紙と所得以外の所得のある者

【確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合】

確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印があるもの）

※税務署の受付印がないものは、加えて市区町村発行の「所得証明書」

又は「納税証明書」（有料）が必要です。

【確定申告を電子申告により行った場合】

申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）

(iii) 所得がない場合・・・非課税証明書（市区町村発行）（発行後3か月以内）

(2) 提出方法と期間

challenge-shien@koyamadai.or.jpに留学計画のデータを送付の上、原本を2020年2月15日(土)10時から2020年2月29日(土)16時までに財団小山台事務局にご持参ください。

※原本の受付を持って、応募完了とします。

※申請書類は全てA4サイズ、フォントサイズ10.5を基本として作成してください。ただし、見えにくくならない範囲でフォントサイズを変更しても構いません。

※申請書類は日本語で作成してください。

※申請書類の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

※提出された申請書類等は返却しません。

※データ送付時に財団小山台事務局に持参頂く日時をお知らせ下さい。担当不在の場合は、調整をさせて頂く場合がございます。

※留学計画書の追加・変更及び添付書類については、事情の変更等で応募書類提出後の追加・差し替えが必要な場合は、財団小山台事務局までご相談ください。

10. 申請書類の提出から支給までの流れ

2020年4月18日（土）

書面審査結果の通知：財団小山台のホームページ上に掲載します。

合格者には、面接審査の日程等詳細について併せて通知します。

2020年6月7日（日）

面接審査（二次審査）：会場 小山台会館

※ 面接審査（二次審査）は、書面審査の合格者に対してのみ実施します。

※ 面接時間は、書面審査合格者に別途通知します。

※ 面接審査に伴う旅費等は、応募学生の自己負担とします。

2020年6月中・下旬

採否結果の通知：面接審査受験者宛てに通知します。

2020年7月（予定）

手続説明：会場 小山台会館

※日程については合格者に通知します。

手続説明終了後

助成金の支給開始：下記の1)～6)の書類を提出後に支給します。

- 1) 口座届出書及び金融機関の通帳の写し
- 2) 渡航費用ないし留学先機関への入学金・授業料等の領収書の写し
- 3) TOEIC、TOEFL等の語学検定試験の成績証明書の写し
- 4) 留学合格通知・留学先受入機関の許可証等の写し
- 5) 2019年度の大学の在籍証明書の写し
- 6) 誓約書・保護者同意書

その他手続き上、パスポート（写）、ビザ（写）、参加費/航空券等領収書（写）、健康診断書（写）、出発届出書（フライトスケジュール、現地滞在先等）、海外旅行包括保険証書（写）等を提出いただきます。（詳細は別途合格者にお知らせします。）

11. 報告書の提出と帰国後の報告会

助成受給者は、留学期間中及び終了後に、報告書の提出、報告会での成果の発表を実施していただきます。報告書の提出様式・提出方法及び報告会についての詳細は助成受給者宛て文書にて案内します。

(1) 留学期間中の報告：「プログラム実施報告書（経過報告書）」

助成受給者は、留学修了までの間、3か月毎に「プログラム実施報告書（経過報告書）」を財団小山台事務局に提出し、学修の状況及び留学先機関での在籍について報告する必要があります。ただし、3か月末満の留学・研修では、本報告書は不要です。

(2) 留学終了後：「報告会」「修了報告書」

助成受給者は、留学終了後1か月以内に「修了報告書」を財団小山台事務局に提出していただきます。また、帰国後、報告会にて成果を発表していただきます。

12. 留学計画等の変更

助成受給者として採用決定後に天災、病気または、留学先機関のやむを得ない事情により、留学計画の内容に影響を及ぼすことが明らかになった場合、助成受給者は 財団小山台事務局に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更による支援額の増額は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合、速やかに財団小山台に連絡してください。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり、その結果計画変更が承認されず、採用取消しになる場合がありますのでご注意ください。

13. 採用取消し又は支援の打切り等

財団小山台は、以下のような場合に、助成受給者として採用後も助成受給者の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「4. (2) 留学・研修の要件」「8. 助成受給者の要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 在籍大学ないし留学先機関において懲戒処分を受ける等により留学の中止が適当であると認められた場合。
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果、不採択と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合。
- (4) 申請内容に虚偽があると認められた場合。
- (5) 学業不振、素行不良等が顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと財団小山台が判断した場合。

14. その他留意事項等

渡航および現地滞在中の安全について、財団小山台は責任を持ちません。この点については自ら判断してください。留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も隨時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

また、留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国・地域の状況から安全な留学が困難と認められる際には、助成受給者としての支援を見合わせることがあります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。

（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 （外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311（内線 2902、2903）

ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

15. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

以上

別表1

家計基準 <収入・所得の上限額> 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入・所得金額が選考の対象となります。収入・所得の目安は次の金額内です。

区分		給与所得者	給与所得以外
2人世帯以下	お問い合わせください。		
3人世帯	国・公立	自宅	1,036万円
		自宅外	1,083万円
	私立	自宅	1,083万円
		自宅外	1,130万円
4人世帯	国・公立	自宅	1,120万円
		自宅外	1,167万円
	私立	自宅	1,167万円
		自宅外	1,214万円
5人世帯	国・公立	自宅	1,288万円
		自宅外	1,382万円
	私立	自宅	1,382万円
		自宅外	1,476万円
6人世帯以上	お問い合わせください。		

給与所得者：源泉徴収票の支払金額（税込み） 給与所得以外：確定申告書等の所得金額（税込み）